分娩に伴う入院料改定のお知らせ
【2026年9月1日～】

2026年9月1日より下記のとおり改定いたします。

2026年6月の診療報酬改定に伴い、これまでの「分娩に伴う入院料」につきましても、診療報酬算定方法の規定を準用した金額へ変更することとなりました。

安全な分娩体制を維持するため、分娩に伴う入院料改定へのご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

現行（2026年8月31日まで）	改定後（2026年9月1日から）
1日につき24,700円（非課税）	診療報酬算定方法の規定を準用して算定した金額

費用の概算や、出産育児一時金直接払い制度申請等については、医事課入院係までお尋ねください。

2026年8月
奈良県総合医療センター　院　長